

定期監査結果報告書

1 監査の期日 平成15年2月13日（木）

2 監査の対象 企画部所掌事務全般

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成14年4月1日から平成14年11月30日までの間における企画部の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況、補助金交付等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ企画部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成14年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

企画課では、行政管理事務、地方バス等公共交通維持確保対策、コミュニティバス運行、国際交流推進、国際交流協会補助、海外姉妹都市交流推進、男女共同参画プラン推進、男女共同参画センター管理運営、防災対策、自主防災組織助成、情報管理課では、システム開発、運用管理、地域情報化、財政課では、財政管理事務、契約課では、契約事務、用品管理、用地課では、用地事務、公有財産管理と幅広い事業を実施している。

今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成14年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者よ

り説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めると共に、予算計上された歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 現金取扱事務について

前渡資金の取扱いについて審査した結果、おおむね適正に処理されているが、前渡資金前受者の指定に当たっては、関係法令等に十分留意されたい。

(3) 財産管理事務について

管理財産は、行政財産である本庁舎等の建物及び土地について、資料の提出を求め、平成14年度における増減を主に審査した結果、良好に管理されていた。

管理備品は、備品管理簿に基づき、平成14年度に取得及び廃棄したものを主に審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、共通物品の管理について、在庫数の正確な把握に留意されたい。

(4) 契約事務について

主に委託事業について、執行状況に関する資料及び契約関係書類により審査し、その一部を抽出して、契約方法、業務内容等について担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

(5) その他

① 企画課の担当事務において、事業本来の目的と乖離していると思われるものが見受けられた。

国際交流、男女共同参画、地域防災、コミュニティバス等、既に事業が開始されているものについては、企画立案の段階を経過した時点で事業実施部局に引き継ぐべきであると思われる。

関係各部局との調整を図り、効率的な事務執行が図られるよう早急に検討されたい。

また、今後の新規事業においては、企画立案段階から事業実施部局との連携を密にし、運営面まで考慮した事業展開に努められたい。

② 保守点検委託業務において、一部点検業務内容が不明確であり、業務遂行の確認が十分に行われていないと思われるものが見受けられた。

委託業務内容を明確にするとともに、点検業務遂行時の確認方法、業務完了後の報告のし方等について、再検討されたい。

③ 企画部において管理する公印について、管守者より管理簿及び使用簿の提示を求め、その管理方法及び使用方法等の説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

④ 時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取した。

課、係、担当者により時間数及び取得日数に不均衡が見られ、一部には恒常的な時間外勤務が認められた。

職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに恒常的な時間外勤務については見直しを図られたい。